

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定関係

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会関係

(1) 第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

多摩市教育委員会告示第19号

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成31年4月23日

多摩市教育委員会

教育長 清水 哲也

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市の特別支援教育の指針となる第二次多摩市特別支援教育推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 東京都立多摩桜の丘学園校長
- (3) 多摩市立小・中学校長 2人以内
- (4) 市民（保護者）2人以内
- (5) 多摩市立小・中学校特別支援学級教員又は特別支援教育コーディネーター 4人以内

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定関係

(6) 子ども青少年部子育て支援課長

(7) 健康福祉部健康推進課長

(8) 健康福祉部障害福祉課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会の会議は委員長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、多摩市立教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定関係

(2) 第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

(五十音順)

氏名(敬称略)	職名等
阿部 みち子	多摩市立諏訪中学校知的固定学級担任
○柏原 聖子	多摩市立愛和小学校校長
金森 和子	健康福祉部健康推進課長
○加納 一志	多摩市立和田中学校校長
◎小貫 悟	明星大学心理学部教授
高橋 美保	多摩市立聖ヶ丘中学校特別支援教育コーディネーター
細井 英子	公募市民委員
松崎 亜来子	子ども青少年部子育て支援課長
松本 一宏	健康福祉部障害福祉課長
宮坂 麻理	公募市民委員
安井 朋子	多摩市立多摩第一小学校特別支援教育コーディネーター
柳村 優子	多摩市立南鶴牧小学校情緒固定学級担任
山本 優	東京都立多摩桜の丘学園校長

◎＝委員長 ○＝副委員長

(3) 第二次多摩市特別支援教育推進計画策定委員会日程と内容

回数	日程	内容
第1回	令和元年7月23日	・計画策定に関する事項の確認 など
第2回	8月29日	・地域学習会の内容について など
第3回	10月31日	・計画の素案について(協議) など
第4回	令和2年1月28日	・パブリックコメントの実施 など
第5回	6月22日	・パブリックコメントの結果報告 など
第6回	7月13日	・計画の決定 など